

重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所名	相談支援事業所 鈴音
代表者	武市 智加
所在地	千葉県松戸市金ヶ作 419-54 鈴木ビル1F
電話番号	047-711-7130
FAX 番号	047-701-7161
事業の種類	指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援事業
事業者指定番号	1232400612 (1272400464)
管理者	武市 智加

運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又は利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。
- (2) 相談支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 相談支援の実施に当たっては、利用者又は利用者等の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
- (4) 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援(障がい児相談支援)の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2.事業実施地域

松戸市全域、柏市、鎌ヶ谷市

3.相談受付時間(開所時間)

開所日 月～金曜日（土、日曜日、祝日、12月30日～1月3日までを除く）

相談受付時間 午前9時～午後6時

4.職員の体制

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1.管理者	1名		事業の管理運営
2.相談支援専門員	1名		相談支援、障がい児相談支援

5.事業の主たる対象とする障がいの種類

特定なし

6.当事業所が提供する相談支援事業

(1) サービス利用計画の作成

利用者本人やご家族の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス利用計画を作成します。

(2) 便宜の供与

利用者およびその家族等とサービス利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。

各事業のサービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3) 各事業のサービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(4) その他

(1)～(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

7.指定相談支援(又は障がい児相談支援)事業にかかる利用料等に関する事項

(1) 指定相談支援(障がい児利用計画)事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担はありません。

(2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅または関係機関を訪問して相談支援(又は障がい児利用計画)を行う場合は、それに要した交通費として、事業所からの公共交通機関の実費、又は車を利用した場合は1kmあたり20円を徴収します。

(3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることにします。

(4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証((2)については領収証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

8.虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9.その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援(又は障がい児相談支援)が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援(又は障がい児相談支援)を提供終了した日から5年間保存します。
- (5) 利用者及びその家族の個人情報については、個人情報提供承諾書にもとづいて取り扱います。
- (6) 提供した相談支援(障がい児相談支援)に関する利用者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (7) 提供した相談支援(障がい児相談支援)に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとしします。
- (8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力します。
- (9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

10.苦情等の受付について

当事業所における苦情の受付及びサービス利用(又は障がい児利用計画)等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、サービス等利用計画(又は障がい児利用計画)の作成に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

<苦情・虐待受付窓口>

担当:武市 智加 [TEL/FAX] 047-711-7130 / 047-701-7161

その他

松戸市役所 (047-366-7346)

柏市役所 (047-167-1135)

鎌ヶ谷市役所 (047-445-1375)

国民健康保険連合会 (043-254-7452)

当事業所以外に、上記の苦情・相談窓口、苦情を伝えることができます

本書面に基づいて相談支援事業所 鈴音の指定相談支援(又は障がい児相談支援)事業に関する説明を行いました。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 千葉県松戸市金ヶ作 419-54 鈴木ビ
ル

事 業 者 名 相談支援事業所 鈴音

代表者氏名 武市 智加 ㊞

説明者氏名 武市智加 ㊞

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援事業所鈴音の指定相談支援(又は障がい児相談支援)事業の利用開始に同意しました。

<利用者>

氏名 ㊞

<代理人>

氏名 ㊞